

コンセッション等に関するワーキンググループ(第2回) 会議資料

令和4年4月12日(火)

農林水産省

樹木採取権制度の取組状況

- 基本となる規模のパイロット的な10か所の指定を終え、申請のあった6か所について権利を設定済み。
申請のなかった4か所は事業者アンケートを実施した上で、令和4年3月1日から6月30日までを期間として再公募中。
- また、大規模なものも含め、樹木採取権を設定する際の規模・期間を検討するため、追加のマーケットサウンディングを実施。

■ 樹木採取権制度の施行

- 令和2年4月
 - ・「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」の施行
 - ・樹木採取権制度ガイドライン等の公表

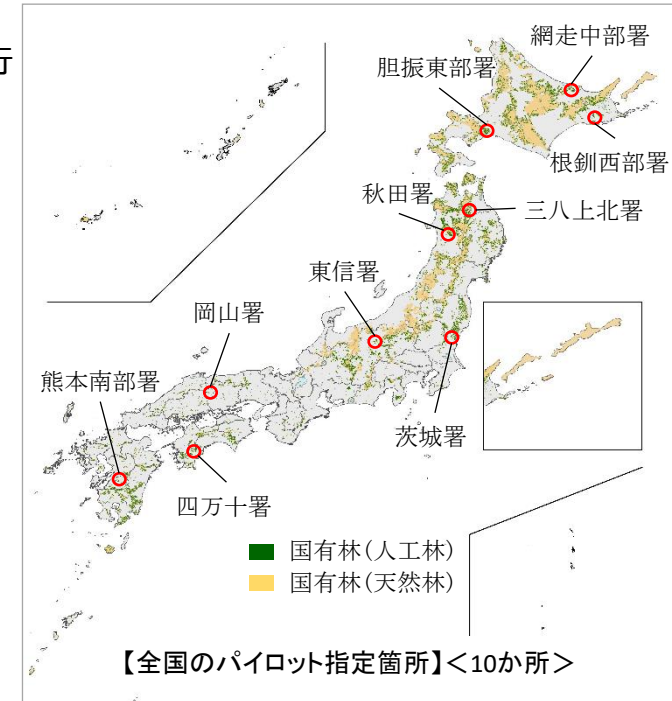
■ 取組状況（今後の予定）

【基本となる規模のパイロット的な指定】

- 令和3年9月・10月
 - ・基本となる規模（区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利期間10年程度）の樹木採取区をパイロット的に全国10か所で指定
- 令和3年9月～
 - ・公募等を経て、樹木採取権者を決定し、権利を設定（申請のあった6か所については、令和4年3月までに権利を設定）
- 権利設定後
 - ・権利設定のプロセスの検証（申請のなかった樹木採取区について、申請を見合わせた理由など）
 - ・事業の実施状況の検証

【新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等の把握】

- 令和3年3月～6月
 - ・地域の取組として、大規模なものも含め、新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等を把握（マーケットサウンディングによる提案募集：3件の提出）
- 令和3年10月
 - ・マーケットサウンディングの結果を公表
 - 〈提出のあった3件の概要〉
構想が具体化していない。低質材の需要先行で、同時に搬出される一般材の新規需要が見込まれていない。原木消費量ニーズが基本形を超えていない。
- 令和3年11月
 - ・追加のマーケットサウンディングを開始（募集は令和4年3月まで）
- 令和4年度以降
 - ・上記の民間事業者の動向等を踏まえた樹木採取区の指定等を検討



樹木採取権者の経営規模の拡大



- 令和3年9月から10月にかけてパイロット的な指定を行った10か所の樹木採取区のうち、6か所について権利を設定済み（令和4年3月31日現在）。
- これらの樹木採取権者は、基本的に1万m³/年を超える素材（丸太）生産規模。本制度の活用により、川中工場と安定的な取引関係を確立し、今後生産量を拡大する目標。

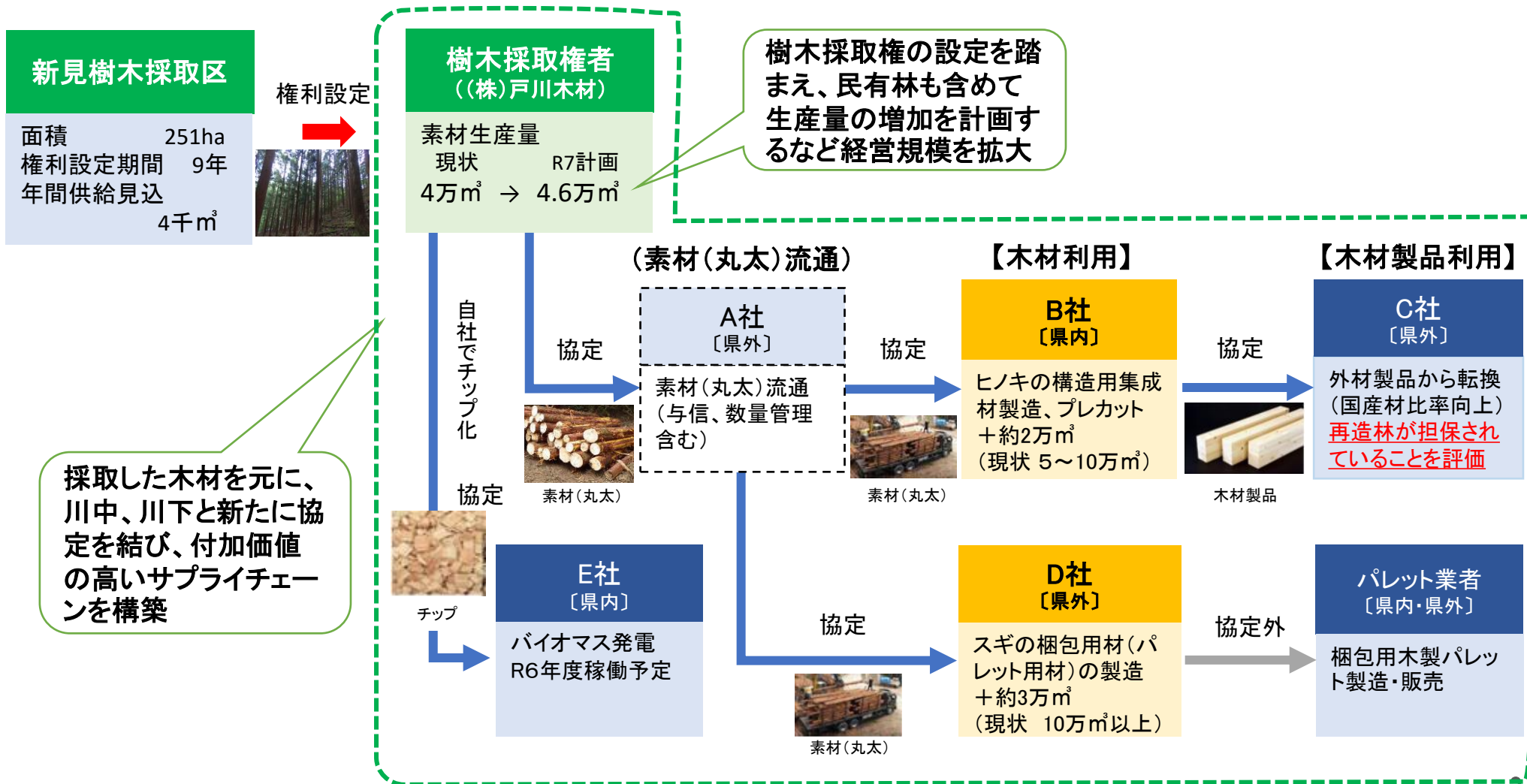
■ 6か所の樹木採取権者の概要

森林管理局	森林管理署	樹木採取区の所在	樹木採取権者	素材生産量		主な協定先（川中工場）の原木消費規模 （①、②とあるのは別々の工場）	主な需要
				現状（R2）	目標（R7）		
東北	秋田	秋田県 大仙市内	秋田県素材生産流通協同組合 （組合員のうち7社が実施者）	155,200m ³ （7社計）	195,600m ³ （7社計）	① 1～5万m ³ 【2×4用等】 ② 10万m ³ 以上【製材用等】	住宅、2×4建築（非住宅、畜舎）等
	三八上北	青森県 田子町内	青森県森林組合連合会	23,500m ³	34,000m ³	10万m ³ 以上【LVL用】	2×4住宅、プレハブ等
関東	茨城	茨城県 常陸太田市内	大北産業（株）	12,900m ³	19,400m ³	10万m ³ 以上【2×4用等】	2×4住宅等
近畿中国	岡山	岡山県 新見市内	（株）戸川木材	40,000m ³	46,000m ³	① 5～10万m ³ 【集成材用】 ② 10万m ³ 以上【梱包材用】	住宅、パレット等
四国	四万十	高知県 中土佐町、四万十町にまたがる区域	西垣林業（株）	19,900m ³	28,000m ³	－【ラミナ用】 ※新設工場	住宅等
九州	熊本南部	熊本県 人吉市、水俣市、芦北町、五木村にまたがる区域	（株）南栄	56,500m ³	85,000m ³	① 10万m ³ 以上【構造材用】 ② 5～10万m ³ 【構造材用】	非住宅（畜舎）、CLT住宅等

樹木採取権者の制度活用

- 樹木採取権者は、権利取得を契機に、樹木採取区だけでなく民有林も含めて生産量の増加を計画するなど経営規模を拡大していく見込み。
- 経営規模拡大の前提となる、素材（丸太）の販売先の確保についても、樹木採取区から生産される木材やその製品を利用する事業者と協定を締結することにより、付加価値の高いサプライチェーンを構築。

■ 近畿中国森林管理局 新見樹木採取区（岡山県）の例



事業者アンケート結果の概要（申請のなかった4か所分）※申請のあった6か所についてはアンケート実施中

- 説明会参加者が申請を見合わせた理由としては、①事業の実施体制を組むことが困難、②申請・計画作成等に係る事務負担などが上位を占めた。事業の実施体制に関しては、川中事業者等との連携に時間を要するほか、再造林を含めた10年間の労働力確保が高齢化等で見通せないなどの声があった。
- また、10年程度とした権利期間については、長いとの意見が多く、今回の説明会参加者からは短いとの意見はなかった。区域面積については、ちょうどよいが多かった。
- その他の意欲と能力のある林業経営者が説明会への参加等を見合わせた理由としては、①事業地が自社の事業拠点から遠かったことや、②新制度のため様子見したことが多かった。

■ アンケート調査の結果

調査期間：令和4年2月1日～3月3日 ①森林管理局が開催した説明会参加者回答 30者／41者（回答率73%）
 ②①以外の意欲と能力のある林業経営者※ 回答 87者／159者（回答率55%）
 ※樹木採取区の所在する道県が、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有するなどとして、森林経営管理法に基づき公表している者

（質問1） 申請や説明会への参加を見合わせた理由

（回答者：①の30者及び②のうち本項目に回答した者56者※）

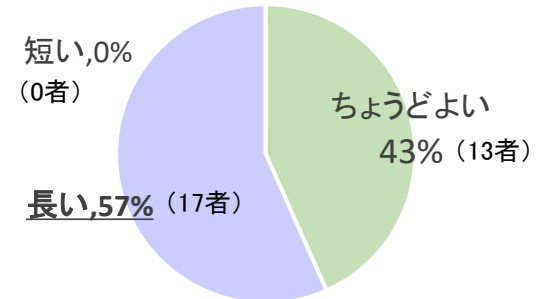
※説明会に参加していない者のうち、制度を知っていた者

	割合	
	説明会参加者	意欲と能力のある林業経営者
(1) 一定期間事業が確保できることに魅力を感じなかった	7%	4%
(2) 申請書の作成の事務負担が大きいと判断した	57%	21%
(3) 権利設定後の計画作成等の事務負担が大きいと判断した	60%	23%
(4) 事業地が自社の事業拠点から遠かった	20%	46%
(5) 制度が始まったばかりであり様子見をした	27%	43%
(6)ーア 権利期間(10年程度)が合わなかった(長い)	43%	2%
(6)ーイ 権利期間(10年程度)が合わなかった(短い)	0%	0%
(7)ーア 規模(200～300ha程度(皆伐相当))が合わなかった(大きい)	7%	7%
(7)ーイ 規模(200～300ha程度(皆伐相当))が合わなかった(小さい)	3%	0%
(8) 権利設定料に見合う収益が見込まれなかった	27%	4%
(9) 樹木料の算定の基礎となるべき額が林分内容のわりに高いと判断した	47%	4%
(10) 林分内容(蓄積量、木の形質など)が良好でなく、収益が見込まれる森林が少ないと判断した	17%	9%
(11) 立地(路網が未整備など)が悪く、搬出経費がかかりましになるものが多いと判断した	37%	7%
(12) 事業の実施体制を組むことが困難であった	67%	29%
(13) 公募期間が足りなかった	37%	5%

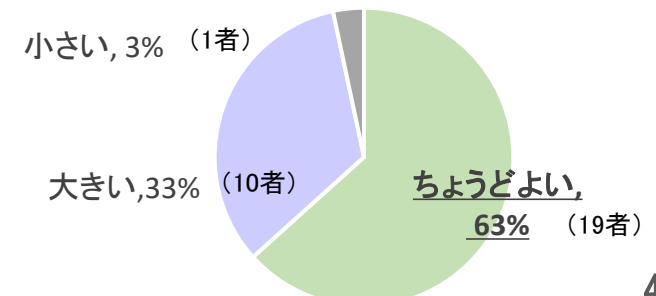
（質問2） 説明会参加者の権利期間と区域面積に対する意見

（回答者：①の30者）

【パイロット箇所権利期間(10年程度)について】



【パイロット箇所の区域面積(20～30ha/年程度(皆伐相当))について】



追加のマーケットサウンディングの結果

- 追加のマーケットサウンディングにより、民間事業者による新たな木材需要創出のアイデアや構想、取組内容の情報提供を改めて募集した結果、**提案が1件**。今後、**詳細についてしっかりとヒアリングを実施**していく。
- このほか、**提案に至らなかった問い合わせが1件**あり、需要拡大の構想はあるものの、地域の素材生産を行う川上事業者との関係構築など、素材（丸太）確保も含めた実現可能性の見通しは立っていない状況。

■ マーケットサウンディングの概要と結果

調査期間

令和3年11月19日～令和4年3月18日

調査内容

基本となる規模（区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利期間10年程度）を超える大規模な樹木採取権に対するニーズの把握、設定する際の規模・期間等を検討するため、以下の事項について募集

- ・ 新たな木材需要の内容、規模、道行き、実現可能性（最終消費者までの具体的なサプライチェーン）
- ・ 樹木採取権及び民有林からの素材調達希望・予定量
- ・ 地域（当該需要が発生する地域及びその集荷圏、地域への効果）
- ・ 期間（樹木採取権の権利期間について想定（希望）する年数とその理由）等
- ・ 事業の実施体制

提出者の要件

川中事業者又は川下事業者

（素材（原木）を原材料として使用して製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者（意向のある者を含む。））

マーケットサウンディングの結果

○ **民間事業者からの提案：1件**（総合商社）

（今後、ヒアリングにより、具体的な提案内容や、川上事業者との連携状況などを聞き取り。樹木採取区の指定にまで熟度が高まっているか、詳細を確認していく。）

○ **提案に至らなかった問い合わせ：1件**（大規模製材工場）

<問い合わせの概要>

前回（令和3年3月～6月）のマーケットサウンディングでは取引のある素材生産業者と申請をするまでの見通しがつかなかった。本制度は初期投資が小さく、森林を所有する場合と異なり管理は国がやってくれるというメリットがあり、引き続き検討している。[令和3年12月]

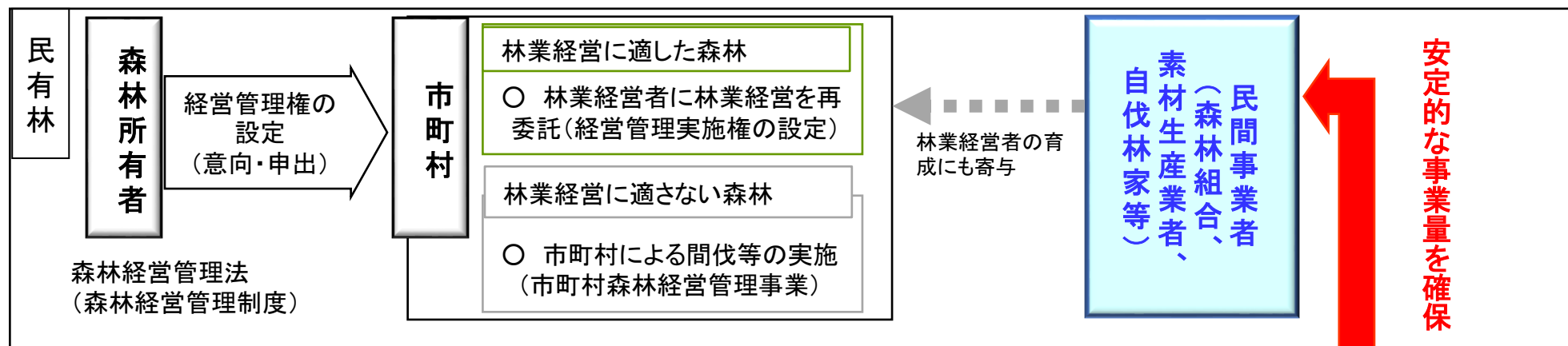


申請のあった6か所のアンケート調査結果のとりまとめや、民間事業者からの提案内容のヒアリングを行いながら、提案しやすくなるような工夫等を検討した上で、**改めてマーケットサウンディングを実施することを検討**したい

(参考資料)

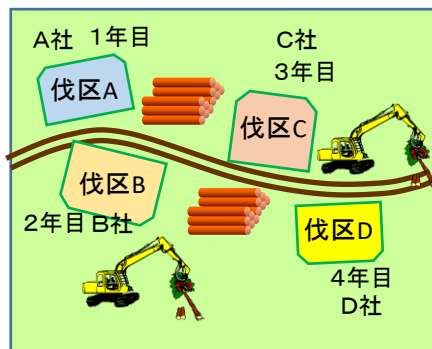
樹木採取権制度の概要

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に民間事業者が樹木を採取できるような措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域(樹木採取区)において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。(令和2年4月施行)



国有林

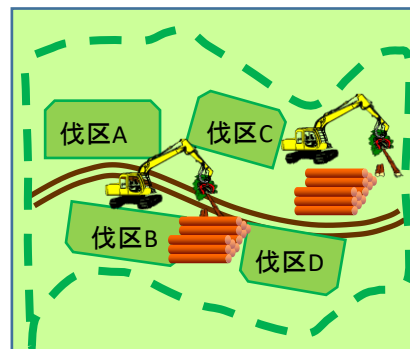
① 従前の仕組み(引き続き実施)



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千㎡程度の素材生産量に相当)

② 樹木採取権の仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



・国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の民間事業者が対応可能な200~300ha(皆伐相当)・年間数千㎡程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

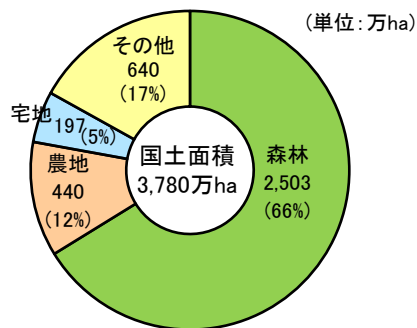
+

①を基本とし、②を追加

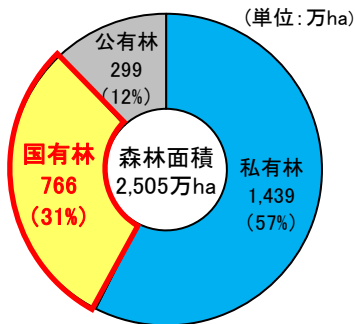
森林資源の状況

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2に当たる約2,500万ha（人工林は約1,000万ha）。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約6千万m³増加し、現在は約54億m³。
- 面積ベースで人工林の半分が一般的な収穫可能な時期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

■ 国土面積と森林面積の内訳

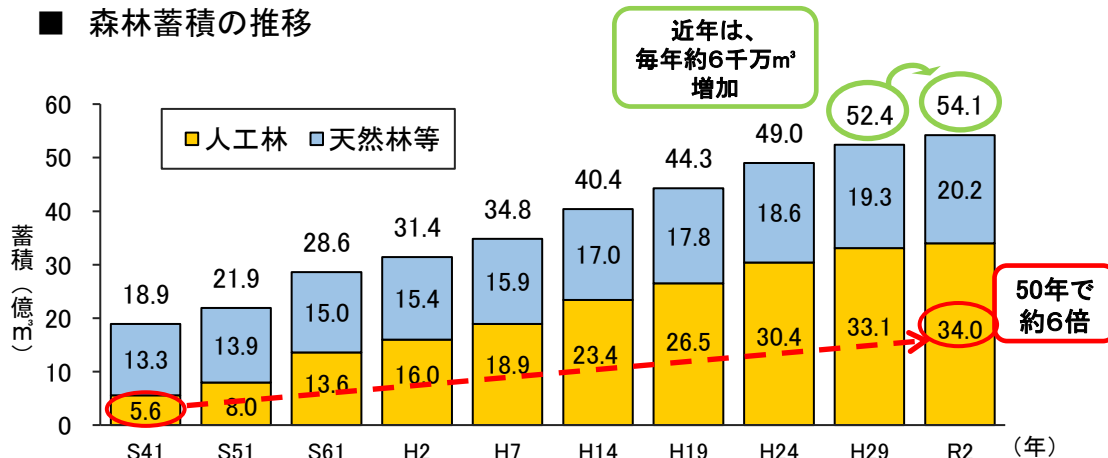


資料: 国土交通省「令和3年度版土地白書」(国土面積は令和元年の数値)
 注1: 計の不一致は、四捨五入による。
 注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。



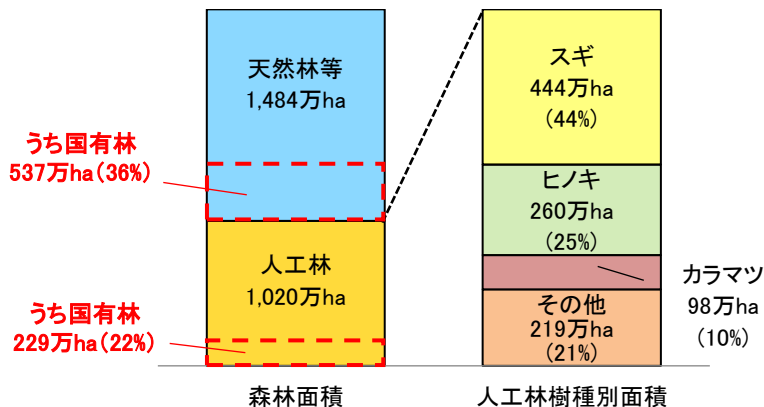
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
 注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移



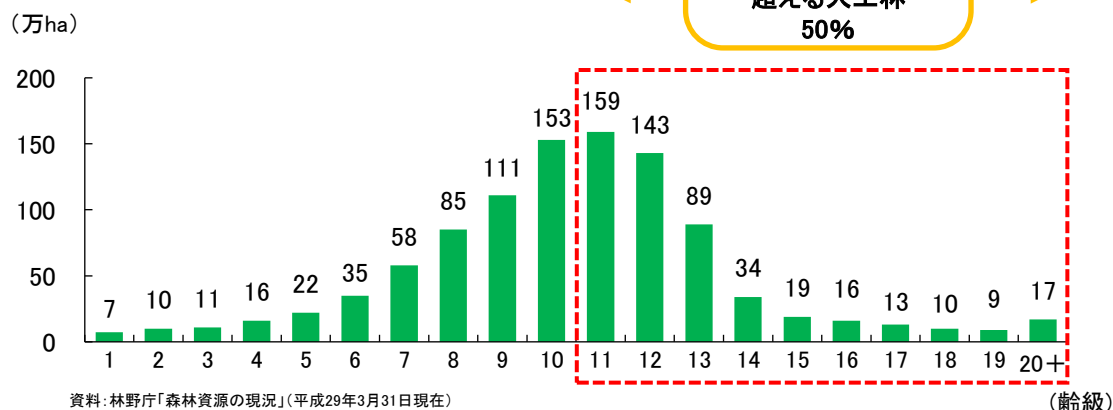
資料: 林野庁「森林資源の現況」・林野庁業務資料

■ 人工林の樹種別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
 注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 人工林の齢級別面積

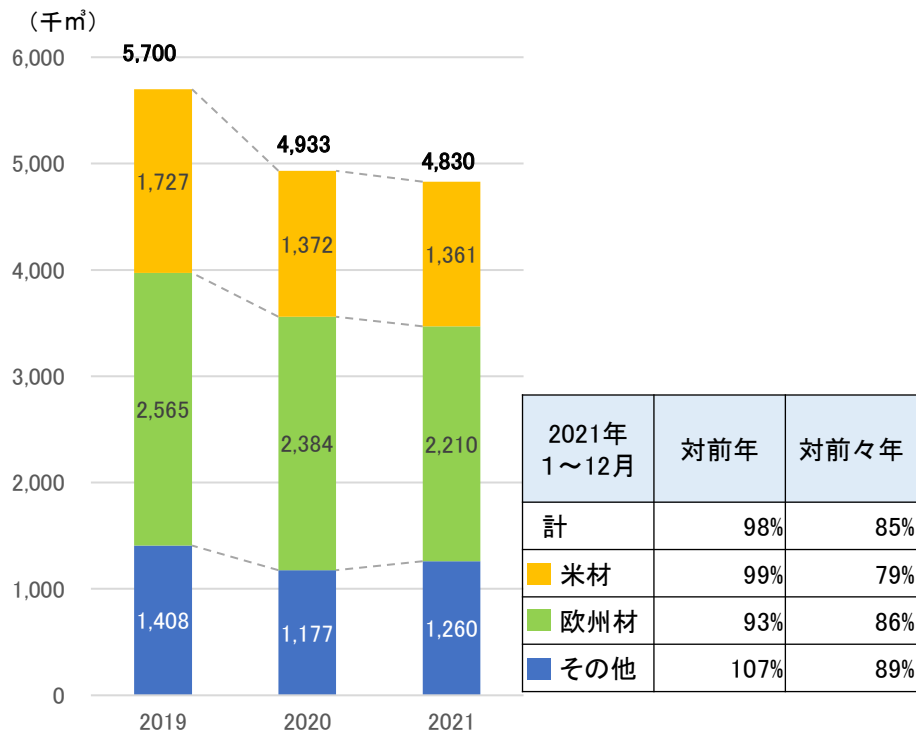


資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
 注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
 注2: 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

最近の木材輸入の減少と価格上昇

- 米国の住宅着工の回復等による世界的な木材需要の高まりや、コンテナ不足により、欧州、北米の現地サプライヤーは、米国向けの供給を増やすなどにより、日本向けの供給量は減少。
- 輸入コストの上昇により、輸入木材の価格が高騰。代替需要が発生したスギ柱材などの国産材製品の価格も上昇。

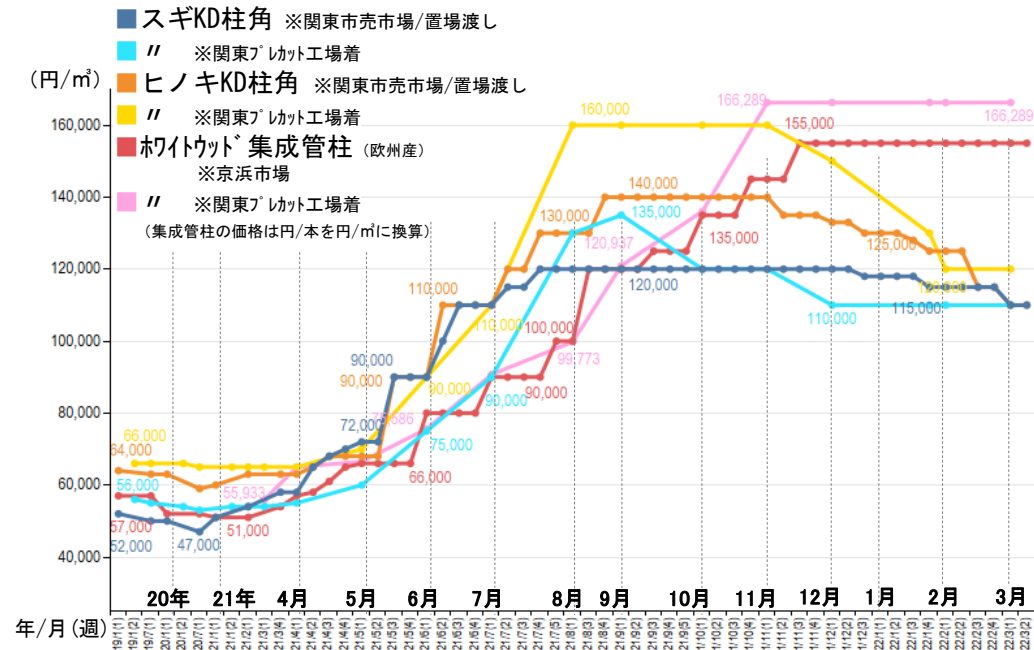
■ 製材の輸入量の減少



資料:財務省「貿易統計」

■ 製品価格の上昇

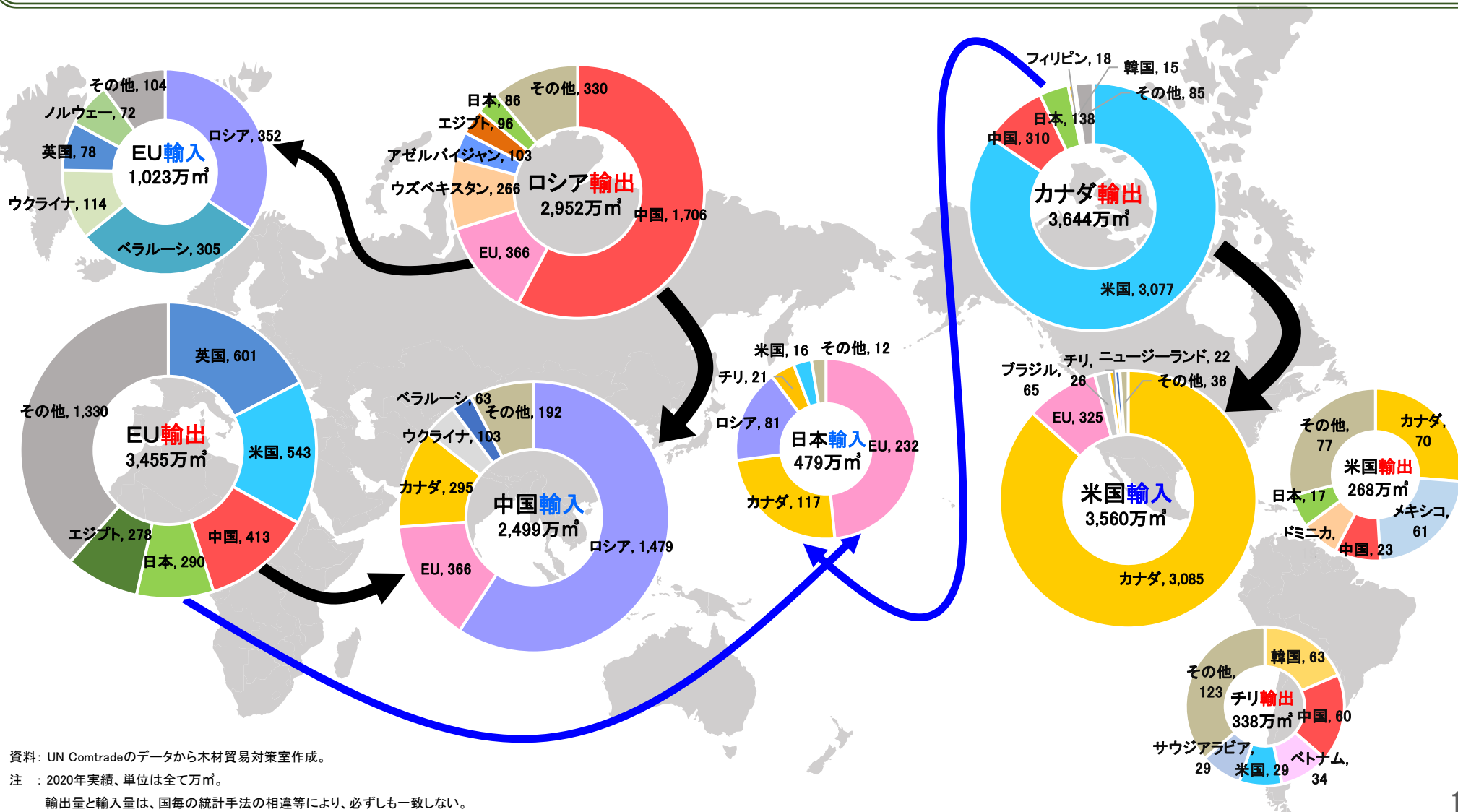
<柱材の価格 (105×105×3000mm) >



資料:木材建材ウィークリー、日刊木材新聞

世界における針葉樹製材の貿易

- 2020年における世界の針葉樹製材輸出量は約1.43億m³。カナダ（25%）、EU（24%）、ロシア（21%）で全体の70%を占める。
- 同年における世界の針葉樹製材輸入量は約1.21億m³。米国（29%）、中国（21%）、EU（8%）で全体の58%を占める。
- 主な流れは、カナダ→米国（3,000万m³程度）、ロシア→中国（1,700万m³程度）、ロシア→EU（360万m³程度）、EU→中国（400万m³程度）など。
- 日本の輸入量は479万m³で、世界の4%を占める。EUからの輸入が48%、カナダが24%。



資料：UN Comtradeのデータから木材貿易対策室作成。

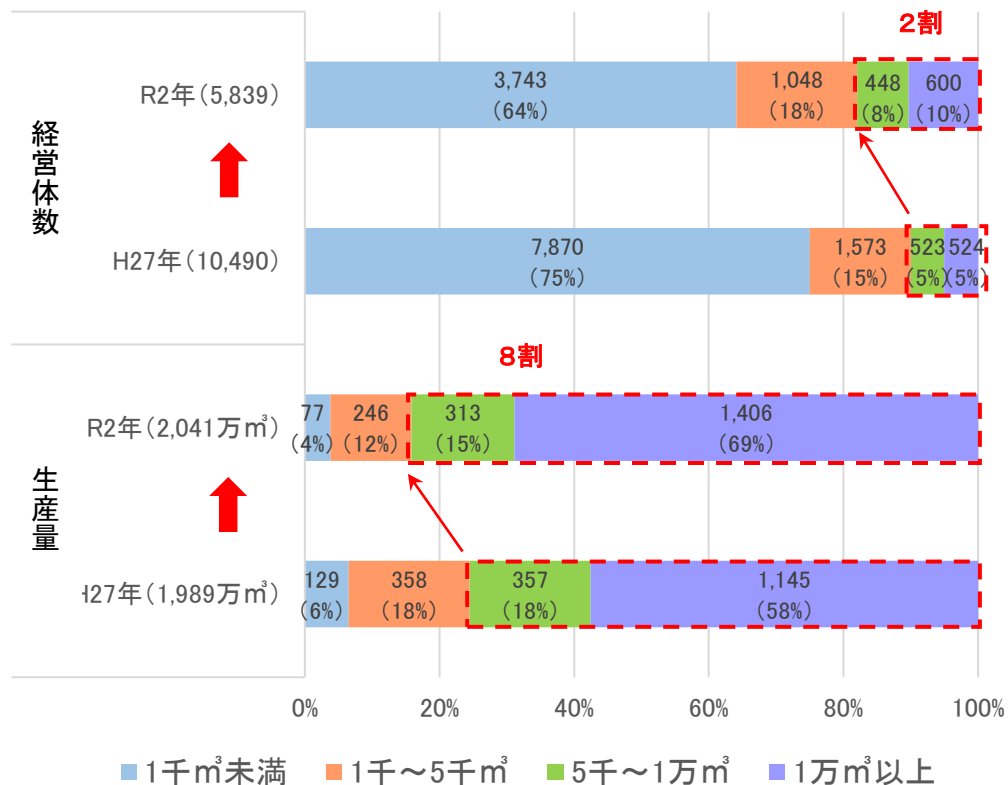
注：2020年実績、単位は全て万m³。

輸出货量と輸入量は、国毎の統計手法の相違等により、必ずしも一致しない。

林業経営体と製材工場の規模拡大の進展

- 林業経営体の素材生産量について、規模別にみると5千m³/年以上の経営体数の割合が上昇し、これらの層が全体の約8割を生産。
- 製材工場については、大規模化・高効率化が進み、原木消費量10万m³/年以上の工場も増加。

林業経営体の規模拡大



資料:農林水産省「農林業センサス」

製材工場の規模拡大

工場の規模 (国産原木消費量)	工場数(原木消費量)	
	H16	R1
10万m ³ 以上	0 (0)	12 (243万m ³)
5~10万m ³ 未満	13 (85万m ³)	31 (224万m ³)
1~5万m ³ 未満	194 (370万m ³)	209 (430万m ³)
1万m ³ 未満	9,213 (692万m ³)	4,130 (390万m ³)

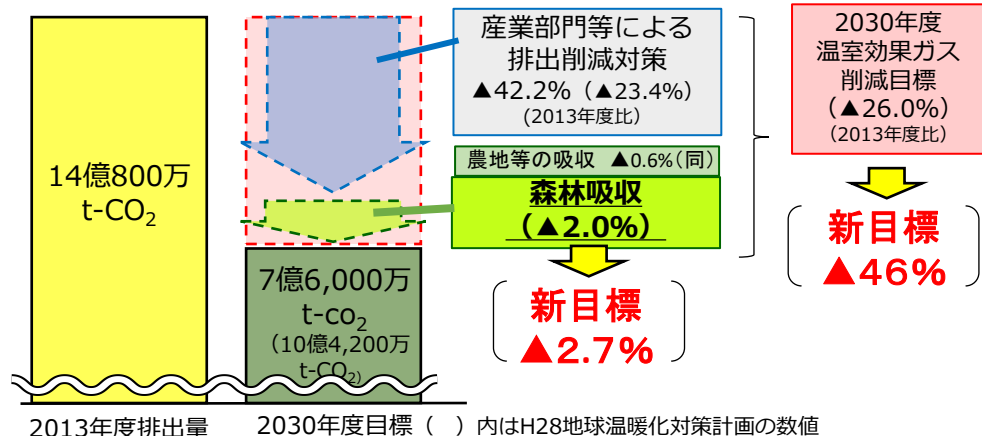
資料:林野庁業務資料

2050年カーボンニュートラルに貢献する森林・林業

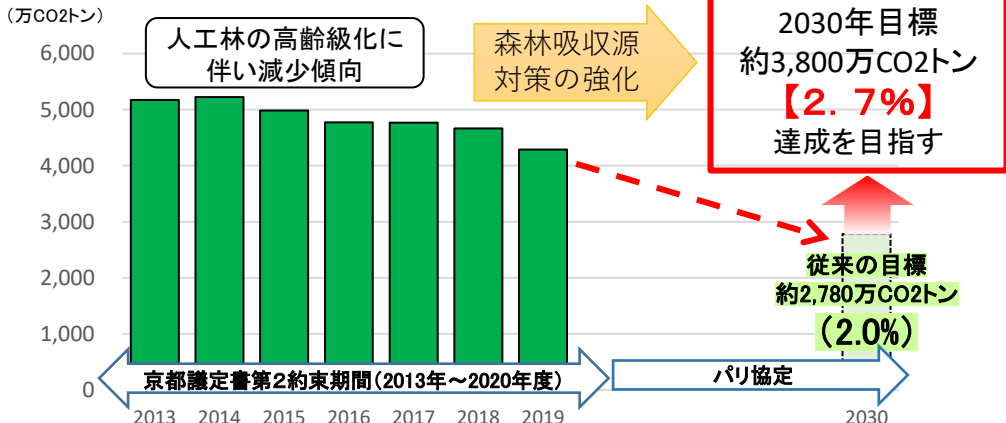
「第2回PPP/PFI等に関するワーキンググループ」
(令和3年9月6日)提出資料を更新

- 地球温暖化防止にはCO₂吸収源を確保することが重要。我が国では、これまで人工林を中心に削減目標達成に貢献。
- 一方で人工林の高齢化に伴い、森林吸収量は減少傾向。今後、利用期を迎えた人工林について「伐って、使って、植える」ことにより、炭素を貯蔵する木材の利用拡大を図りつつ、成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく必要。
- これらの取組により、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に掲げられた、2030年度の新たな森林吸収量目標約3,800万CO₂トン（2013年度総排出量比約2.7%）の達成を目指す。

■ 新たな温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標（2030年度）



■ 我が国の森林吸収量の推移



森林・林業・木材産業による「グリーン成長」

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展
2050年カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

